常陸太田市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

１　社会保険加入の要件化

　建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

２　法定外労災保険加入の要件化

　建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

３　申請受付業種

　建設業法第２条第１項に係る別表に基づく２９業種になります。

　ただし、格付を行うのは、土木一式、建築一式、水道施設の３業種に限ります。

４　名簿の有効期間

　令和１１年３月３１日まで（有効期間の始期については、「令和９・１０年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編６入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

５　名簿の公表方法等

　有資格者名簿につきましては、閲覧（常陸太田市契約管財課）及びインターネット（常陸太田市ホームページ）で公表します。

　なお、郵送による登録結果の通知は行いませんので、ご了承ください。

６　個別書類について

　個別書類はありません。

７　問い合わせ先

常陸太田市　総務部　契約管財課　契約検査係

〒３１３－８６１１　茨城県常陸太田市金井町３６９０番地

電話　０２９４－７２－３１１１　内線３２３・３２４

E-mail：keikan1@city.hitachiota.lg.jp